

令和7年4月17日

市民の皆さまへ

日頃から市行政につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市では、地震に強いまちづくりを推進するために、次の補助事業を行っています。お住まいの住宅の耐震性等にご不安な方や補助を希望される方は、住まい開発政策課までご相談ください。

住宅等に関する補助事業の案内【概要】			
	木造住宅 耐震診断士派遣事業	木造住宅 耐震補強補助事業	危険ブロック塀等 撤去補助事業
事業の内容	木造住宅の耐震性を確認するため、耐震診断を無料で行います。	耐震性が不足している木造住宅の耐震補強工事等の費用を一部補助します。	危険ブロック塀等の倒壊による被害を防ぐため、撤去工事の費用を一部補助します。
募集期間	令和7年6月2日～令和7年8月29日		
募集件数	3件	1件	4件
補助金の額等		(耐震改修工事に要する費用) × 4 / 5 上限額：115万円 ※【リ・バース60】 耐震改修利子補給制度を利用する場合 (耐震改修工事に要する費用) × 2 / 5 上限額：57万5千円	①危険ブロック塀等の撤去費 ②撤去部分の延長1mあたり14,000円を乗じた額 (上記①・②のいずれか低い方の額) × 2 / 3 上限額：10万円
主な要件		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅で、上部構造評点が1.0未満であること など <u>住宅を増築をしている場合、新耐震基準の適用により、補助の対象とならない場合があります。</u>	通学路に面する高さ80cmを超えるブロック塀等で倒壊のおそれがあること など

※【リ・バース60】耐震改修利子補給制度とは・・・

住宅金融支援機構の「リ・バース60」により耐震改修のための融資を受ける際に、国が金利負担を軽減する制度のこと。

【お問い合わせ先】

つくばみらい市役所（谷和原庁舎）

都市建設部 住まい開発政策課

担当：馬場・遠藤

電話 0297-58-2111（内線：5402）

